ダリア

税務と経営

編集発行人
税理士
村野幸司

事務所　〒639-2102
奈良県葛城市東室123番地1
TEL 0745（69）8282
FAX 0745（69）7377
自宅 0745（69）2174

10月（神無月）OCTOBER

12日・スポーツの日

日	月	火	水	木	金	土
				1	2	3
4	5	6	7	8	9	10
11	12	13	14	15	16	17
18	19	20	21	22	23	24
25	26	27	28	29	30	31

ワンポイント ビール系飲料の「酒税」統一

ビール系飲料の酒税は、酒類間の税負担の公平性を回復することなどを目的に段階的に見直されてきましたが、今年10月から最終段階として税率が一律54.25円（350ml缶換算）に一本化されます。ビールは約9円の減税となる一方、発泡酒（麦芽比率25％未満）と新ジャンルは約7円の増税となります。

10月の税務と労務

- 国　税／9月分源泉所得税の納付　10月13日
- 国　税／特別農業所得者への予定納税基準額等の通知　10月15日
- 国　税／8月決算法人の確定申告（法人税・消費税等）　11月2日
- 国　税／2月決算法人の中間申告　11月2日
- 国　税／11月、2月、5月決算法人の消費税等の中間申告（年3回の場合）　11月2日
- 地方税／個人住民税第3期分の納付　市区町村の条例で定める日
- 労　務／労働者死傷病報告（7月～9月分）　11月2日
- 労　務／労災の年金受給者の定期報告（7月～12月生まれ）　11月2日
- 労　務／労働保険料第2期分の納付　11月2日（労働保険事務組合委託の場合は11月16日）

少額減価償却資産の特例

中小企業者等については、一定金額未満の減価償却資産について全額損金算入（即時償却）することができる特例があります。この特例は令和８年度税制改正で改正が行われたうえで、適用期限が令和11年３月31日まで延長されました。

今回は、減価償却資産の償却費に関して選択することができる他の制度と併せて確認します。

減価償却資産とは

事業用で使用される建物や建物附属設備、機械装置、器具備品、車両運搬具などの資産は、一般的には時の経過などによってその価値が減っていきます。

このような資産を「減価償却資産」といい、減価償却資産の取得に要した金額は、取得をしたときに全額経費になるのではなく、その資産の使用可能期間の全期間にわたり分割して経費にしていくことになります。

なお、土地や骨とう品などのように、時の経過により価値が減少しない資産は、減価償却資産ではありません。

減価償却資産の償却費

損金とされる金額は、法人が償却費として損金経理した金額のうち、償却限度額の範囲内の金額となります。

具体的には、各事業年度終了のときに所有している減価償却資産について、その償却費としてその事業年度の所得の金額の計算上損金の額に算入する金額は、その法人がその事業年度において償却費として損金経理をした金額のうち、取得をした日や減価償却資産の区分に応じ、定額法や定率法など一定の償却方法のうちその法人が選定した償却方法で計算した金額に達する金額までになります。

少額の減価償却資産等の損金算入の取扱い

取得価額が少額の減価償却資産については、一定の要件の下で「少額の減価償却資産の損金算入」「一括償却資産の損金算入」「中小企業者等の少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例」といった措置が設けられています。

それぞれの制度の違いを改めて確認するとともに、令和８年度税制改正での改正内容をみていきます。

⑴ 少額の減価償却資産の損金算入（即時償却）

法人が事業の用に供した減価償却資産（リース資産以外）で、使用可能期間が１年未満、または取得価額が10万円未満のものについては、「少額の減価償却資産の損金算入」を適用することができます。

その資産を事業の用に供した事業年度に損金経理をした場合、その損金経理をした金額は損金の額に算入されます。

⑵ 一括償却資産の損金算入（３年償却）

法人が、減価償却資産で取得価額が20万円未満のものを取得し事業の用に供した場合には、「一括償却資産の損金算入」を適用することができます。

その資産の取得価額の合計額を、その事業年度以後の各事業年度の費用の額または損失の額とする方法を選定したときは、その資産について損金の額に算入する金額は、損金経理をした金額のうち、取得価額の合計額を36で除しこれにその事業年度の月数を乗じて計算した金額に達するまでの金額になります。

⑶ 中小企業者等の少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例（合計３００万円まで即時償却）

中小企業者等が、「少額減価償却資産」を取得等して事業の用に供した場合は、その取得価額相当額を損金の額に算入することができます。

この制度については、昨今の物価高などを踏まえ、令和８年度税制改正で取得価額の基準が拡充された一方、従業員数の基準は引き下げられています（令和８年４月１日以後の取得等から適用）。

① **取得価額の基準について**

この特例の対象となる少額減価償却資産は、取得価額が40万円未満（改正前：30万円未満）の減価償却資産です。

ただし、適用を受ける事業年度における少額減価償却資産の取得価額の合計額が３００万円を超えるときは、その取得価額の合計額のうち３００万円に達するまでの取得価額の合計額が限度になります。なお、事業年度が１年に満たない場合は、３００万円を12で除した額に事業年度の月数を乗じた金額が限度額になります。

② **従業員数の基準について**

この特例の対象となる法人は、中小企業者などで青色申告書を提出するもののうち、常時使用する従業員の数が、一定の法人を除き４００人以下（改正前：５００人以下）の法人（中小企業者等）とされています。

法人が中小企業者等に該当するかどうかの判定は、原則として少額減価償却資産の取得などをした日および少額減価償却資産を事業の用に供した日の現況によるものとされます。

③ **注意点**

注意点として、この特例の適用を受ける資産は、租税特別措置法上の特別償却や税額控除、圧縮記帳と重複適用を受けることができません。取得価額が10万円未満のものや一括償却資産の損金算入制度の適用を受けるものについても、この特例の適用はありません。

一方、有形減価償却資産だけではなく無形減価償却資産も対象になり、中古資産であっても対象になります。

また、この特例の適用を受けるためには、事業の用に供した事業年度において、少額減価償却資産の取得価額に相当する金額を損金経理するとともに、確定申告書において取得価額に関する明細書を添付して申告する必要があります。

固定資産税（償却資産）

少額の減価償却資産に係る、固定資産税の取扱いについても確認します。

事業の用に供することができる資産のうち一定のものを「償却資産」といいます。償却資産は、固定資産税の課税の対象になり、償却資産を所有している者は償却資産申告をする必要があります。

取得価額が10万円未満の資産のうち一時に損金算入したものや、一括償却資産の損金算入制度の適用を受けた資産、一定のリース資産については、償却資産の申告対象から除かれます。

一方、中小企業者等の少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例を適用して損金算入した資産や、少額であっても個別に減価償却をすることを選択した資産については、償却資産申告の対象になります。

表　減価償却資産について選択できる制度のまとめ【令和８年４月１日～令和11年３月31日取得】

取得価額	10万円未満	10万円以上 20万円未満	20万円以上 40万円未満	40万円以上
中小企業者等	◎減価償却 (1)即時償却 (2)３年償却	◎減価償却 (2)３年償却 (3)即時償却（※）	◎減価償却 (3)即時償却（※）	◎減価償却
中小企業者等以外	◎減価償却 (1)即時償却 (2)３年償却	◎減価償却 (2)３年償却	◎減価償却	

※　取得価額が10万円以上40万円未満の資産について、合計300万円まで即時償却
　　令和８年３月31日以前に取得した資産は、取得価額10万円以上30万円未満のものが対象

免税事業者から行った課税仕入れ

事業者が納付する消費税の税額計算は、「受け取った消費税額」から「仕入れや経費等で支払った消費税額」を差し引く「仕入税額控除」を行います。

消費税の税率は10％と８％の複数税率なので、売り手と買い手の間で消費税率と税額の認識を一致させて納税額を正確に計算するため、令和５年10月１日にインボイス制度が導入されました。買い手側が仕入税額控除の適用を受けるためには、原則として売り手からインボイスの交付を受けて、そのインボイスを保存しておく必要があります。

免税事業者などのインボイス発行事業者以外の者から行った課税仕入れについては、一定の割合を控除できる経過措置があります。この経過措置について、適用期限を２年間延長したうえで、次の通り控除可能割合が見直されました。

令和８年９月30日まで…80％（従来通り）
令和10年９月30日まで…70％
令和12年９月30日まで…50％
令和13年９月30日まで…30％

また、一のインボイス発行事業者以外の者からの課税仕入れの額の合計額が、その事業年度で１億円（改正前：10億円）を超える場合には、超えた部分の課税仕入れについては、この経過措置の適用は認めないことになりました。この控除限度額の見直しは、令和８年10月１日以後に開始する課税期間から適用されます。

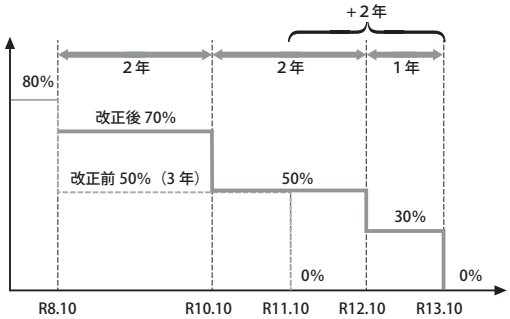

所得税の還付申告と更正の請求

確定申告書の提出義務がない人でも、給与等から源泉徴収された税額などが年間の所得金額について計算した所得税額よりも多いときは、「還付申告」によって納め過ぎた所得税の還付を受けられます。例えば、年の途中で退職していて年末調整を受けていない場合や、医療費控除などを受ける場合には、還付申告を行います。

一方、確定申告の期限後に、申告書に記載した税額等に誤りがあったことを発見した場合などで、申告等をした税額等が実際より多かったときに正しい額に訂正することを求める手続きを「更正の請求」といいます。

還付申告書は、その年の翌年1月1日から5年間提出することができますが、更正の請求ができる期間は、原則として法定申告期限から5年以内です。

経理の豆知識

売上の計上基準

売上を計上する基準には複数の種類があり、業種やサービスによって異なるものが採用されます。主な売上の計上基準には、①出荷基準、②引渡基準、③検収基準、などがあります。

出荷基準は、商品を自社から出荷した時点で売上を計上する考え方で、引渡基準は、商品が相手に届いた時点で売上を計上する考え方です。これらは製造業や卸売業など、商品の販売を扱う会社で広く採用されています。

検収基準は、相手が商品の品質や数量などを確認し、受け入れを承認した時点で売上を計上する考え方です。システム開発などを行う会社で採用されています。

売上の計上基準は、一度決めたら、取引形態や契約条件の変更など正当な理由がない限り、恣意的に変更することは認められません。